

家庭生活の援助

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み													
補 装 具 費 の 支 給	身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするための「補装具」の購入、修理、借受にかかる費用の支給を行います。 ※ 事前の申請が必要です。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230													
	<table><tr><th>障がいの種類</th><th>補装具の種目</th></tr><tr><td rowspan="2">肢体不自由</td><td>義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ</td></tr><tr><td>18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</td></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）</td></tr><tr><td>心臓・呼吸機能障がい</td><td>車いす、電動車いす</td></tr><tr><td>肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい</td><td>重度障がい者用意思伝達装置</td></tr></table>		障がいの種類	補装具の種目	肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ	18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	視覚障がい	義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ	聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）	心臓・呼吸機能障がい	車いす、電動車いす	肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置
	障がいの種類		補装具の種目												
	肢体不自由		義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ												
			18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具												
	視覚障がい		義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ												
	聴覚障がい		補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）												
	心臓・呼吸機能障がい		車いす、電動車いす												
	肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい		重度障がい者用意思伝達装置												
	※ 補装具の種目によって医師の意見書や処方箋、または障がい者更生相談所の判定が必要な場合があります。														
【対象者】 身体障害者手帳を持っている人または難病患者 ※ 車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえについては、介護保険対象者は介護保険が優先となります ※ 18 歳以上の人は所得制限があります															
【費用負担】 原則、基準額内で費用の 1 割が自己負担です。ただし、世帯の所得に応じ、負担上限月額があります。															
<table><tr><th>区分</th><th>負担上限月額</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税課税世帯</td><td>37,200 円</td></tr></table>		区分	負担上限月額	生活保護世帯	0 円	住民税非課税世帯	0 円	住民税課税世帯	37,200 円						
区分	負担上限月額														
生活保護世帯	0 円														
住民税非課税世帯	0 円														
住民税課税世帯	37,200 円														
また、児童については、自己負担の助成制度があります。															

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み								
日常生活用具 費 の 支 給	在宅の障がい者等の日常生活の便宜を図るため、さまざまな用具の購入に要する費用を支給します。 必ず事前の申請が必要です。購入後の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。 【対象者】 障がい者手帳を持っている人または難病患者であって、用具の種目ごとに定められた障がい種別等の要件をみたす人 ※ <u>種目によって、介護保険対象者は介護保険が優先となります。</u>詳細については、お問い合わせください。 ※ 18 歳以上の人は所得制限があります 【申請に必要なもの】 ①申請書 ②障がい者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証 ③見積書 ④カタログ（写しで可） ⑤その他（対象要件により、医師の意見書等が必要な場合があります。） 【費用負担】 基準額内で費用の 1 割が自己負担です。ただし、世帯の所得に応じ、負担上限月額があります。 <table><tr><th>区分</th><th>負担上限月額</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税課税世帯</td><td>37,200 円</td></tr></table> 給付基準額を超える差額は、全額自己負担となります。	区分	負担上限月額	生活保護世帯	0 円	住民税非課税世帯	0 円	住民税課税世帯	37,200 円	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
	区分	負担上限月額								
	生活保護世帯	0 円								
	住民税非課税世帯	0 円								
	住民税課税世帯	37,200 円								

種目	対象者	対象 年齢	性能等	基準額
				耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	18歳以上	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円
	難病患者等で寝たきりの状態にある人			8 年
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級の人（常時介護を要する人に限る。）	3歳以上	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	60,500 円
	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（常時介護を要する人に限る。）	3歳以上 18歳未満		5 年
	難病患者等で寝たきりの状態にある人	3歳以上		
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の人（常時介護を要する人に限る。）	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円
	難病患者等で自力で排尿できない人			5 年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（入浴に当たって、家族等の介助を要する人に限る。）	3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円
				5 年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する人に限る。）	学齢児以上	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円
	難病患者等で寝たきりの状態にある人			5 年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	3歳以上	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある人			4 年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100 円
		18歳未満		5 年

訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の人	学齢児 以上 18歳 未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある人			8 年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいを有し、入浴に介助を要する人	3 歳 以上	入浴時の移動、座位の保持又は浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。但し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円
	難病患者等で入浴に介助を要する人			8 年
便器	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の人	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	5,400 円
	難病患者等で常時介護を要する人			8 年
歩行補助つえ （T 字状・棒状のつえ）	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有する人	3 歳 以上	対象者が容易に使用し得るもの	3,400 円
				3 年
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人	3 歳 以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円
	難病患者等で下肢が不自由で、家庭内の移動等において介助を必要とする人			8 年
頭部保護帽	上下肢又は体幹機能障がいにより、転倒などのおそれがある人	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ及び皮を主材料に製作したもの	15,200 円 (注 1)
	重度の知的障がいにより、転倒などのおそれがある人	—		3 年
	精神障がい（てんかん等）により、転倒などのおそれがある人	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ、皮及びプラスチックを主材料に製作したもの	36,750 円 (注 1)
				3 年

特殊便器	上肢障がい２級以上の人	学齢児 以上	足踏みペダル等により、温 水温風を出し得るもの。た だし、取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除く。	151,200 円
	難病患者等で上肢に障がいの ある人			8 年
火災警報器	身体障がい等級 2 級以上又 は重度の知的障がいの人 （火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障がい者の みの世帯又はこれに準ずる 世帯）	—	室内の火災を煙又は熱によ り感知し、音又は光を發し て屋外にも警報ブザーで知 らせ得るもの	15,500 円
				8 年
自動消火器	身体障がい等級 2 級以上又 は重度の知的障がいの人若 しくは難病患者（火災発生 の感知及び避難が著しく困 難な障がい者等のみの世帯 又はこれに準ずる世帯）	—	室内温度の異常上昇又は炎 の接触で自動的に消火液を 噴射し、初期火災を消火し 得るもの	28,700 円
				8 年
電磁調理器	視覚障がい２級以上又は重 度の知的障がいの人（障が い者のみの世帯又はこれに 準ずる世帯）	18 歳 以上	対象者が容易に使用し得る もの	41,000 円
				6 年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい２級以上の人	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得る もの	7,000 円
				10 年
聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい２級以上の人 （聴覚障がい者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯で日 常生活上必要と認められる 世帯）	18 歳 以上	音・声音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの	87,400 円
				10 年
透析液加温器	じん臓機能障がい３級以上 を有し、自己連続携行式腹 膜灌流法（CAPD）による 透析療法を行う人	3 歳 以上	透析液を加温し、一定の温 度に保つもの	51,500 円
				5 年
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい３級以上 又は同程度の身体障がいを 有し、必要と認められる人	学齢児 以上	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの	36,000 円
	難病患者等で呼吸器機能に 障がいのある人			5 年

電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められる人	学齢児以上	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円
	難病患者等で呼吸器機能に障がいのある人			5 年
酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う人	—	対象者が容易に使用し得るもの	17,000 円
				10 年
視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	13,300 円
				5 年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	18,000 円
				5 年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいの人若しくは難病患者等で、医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器が必要な人	—	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し対象者が容易に使用し得るもの	75,800 円
				5 年
医療機器用バッテリー（発電機を含む。）	身体障害者手帳を有する人又は難病患者等で、人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している人（ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している人は、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器の給付対象者に限る。）	—	外出時又は緊急時に医療用機器を正常に動作させる動力源となるもの	130,000 円
				5 年
携帯用会話補助装置	音声機能又は言語機能障がい若しくは肢体不自由により、発声・発語に著しい障がいを有する人	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800 円
				5 年
情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	パソコン等の情報機器を使用するために必要となる周辺機器やソフト等	100,000 円
				5 年

点字ディスプレイ	視覚障がい２級以上で、必要と認められる人（ただし、点字の読み取りが可能な人に限る。）	—	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円
				6 年
点字器	視覚障がいを有し、必要と認められる人	—	対象者が容易に使用し得るもの	10,400 円
				5 年
点字タイプライター	視覚障がい２級以上の人（就労又は就学している人若しくは就労が見込まれる人に限る。）	—	対象者が容易に使用し得るもの	63,100 円
				5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	(録音再生機) 85,000 円
				6 年
				(再生専用機) 35,000 円
				6 年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800 円
				6 年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる人	学齢児以上	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円
				8 年
視覚障がい者用時計	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	13,300 円
				10 年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる人	学齢児以上	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	71,000 円
				5 年

聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がいを有し、本装置 によりテレビの視聴が可能 になる人	—	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障がい者用番組並びにテ レビ番組に字幕及び手話通 訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障が い者向け緊急信号を受信す るもので、対象者が容易に 使用し得るもの	88,900 円
				6 年
人工喉頭	身体障害者手帳を有し、喉 頭摘出により音声機能を消 失し、音声又は言語機能障 がいを有する人	—	呼気によりゴム等の膜を振 動させ、ビニール等の管を 通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの	5,000円 (注2)
				4 年
点字図書	視覚障がいを有し、主に点 字によって情報を入手して いる人	—	顎下部等にあてた電動板を 振動させ経皮的に音源を口 腔内に導き構音化するもの	70,100 円
				5 年
点字図書	視覚障がいを有し、主に点 字によって情報を入手して いる人	—	点字の図書であって、月刊 や週間で発行される雑誌類 を除いたもの	—
				— (注3)
視覚障がい者 用音声 I C タ グレコーダー	視覚障がい2級以上の人	学齢児 以上	I C タグに登録した音声内 容を専用機により読み上げ る機能を有するものであ って対象者が安易に使用し 得るもの	59,800円
				6 年
暗所視支援眼 鏡	視覚障がいを有し、医師が 必要性を認めたもの	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得る もの	395,000円
	難病患者等で医師が必要 性を認めたもの			8 年
ストーマ装具	直腸又はぼうこう機能障 がいを有し、ストーマを造 設している人	—	低刺激性の粘膜剤を使用し た密封型又は下部開放型 の収納袋（ストーマ用品を 含む。）及び洗腸用具	(蓄便袋) 8,900 円
				— (注4)(注5)
				(蓄尿袋) 11,700 円
				— (注4)(注5)

紙おむつ等	直腸又はぼうこう機能障がい を有し、ストーマ周辺の 著しい皮膚のびらん又はス トーマの変形によりスト ーマ装具が装着できない人	3歳 以上	紙おむつ、洗腸用具、ガー ゼ、サラシ等衛生用品	12,000 円
	直腸又はぼうこう機能障がい を有し、先天性疾患（先天 性鎖肛の場合は肛門形成術 後）に起因する高度の排尿 又は排便機能障がいがある 人			—（注4）
	上下肢又は体幹機能障がい を有し、概ね 3 歳未満で発 症した脳原性運動機能障がい により排尿又は排便の意 思表示が困難な人で、医師 が必要性を認めたもの			
	療育手帳を有し、障がいの 程度がA1、A2 又はA3 で 医師が必要性を認めたもの			
収尿器	身体障害者手帳を有し、高 度の排尿機能障がいにより 排尿の調節ができない人	—	採尿器と蓄尿袋で構成さ れ、尿の逆流装置を有する もの	(男性用) 7,700 円
				1 年
				(女性用) 8,500 円
				1 年
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障がい又は 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい （移動機能障がいに限る。） を有し、障がい等級が 3級以上の人。ただし、特殊 便器への取替えをする場合 は、上肢機能障がい2級以 上の人とする。	—	対象者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住 宅改修を伴うもの （手すりの取付け、段差の 解消、滑り防止及び移動の 円滑化等のための床又は通 路面の材料の変更、引き戸 等への扉の取替え、その他 これらに付帯して必要とな る住宅改修）	200,000 円
	難病患者等で下肢又は体幹 機能に障がいのある人。た だし、特殊便器への取り換 えをする場合は、難病患者 等で上肢機能に障がいのある 人とする。			—

注 1 基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の 80% の範囲内の額とする。

注 2 気管カニューレ付とした場合は、3,100 円増しとする。

注 3 点字図書に係る日常生活用具費の支給は、年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

注 4 ストーマ装具及び紙おむつ等に係る基準額は月額とする。

注 5 2 孔増設の場合、1 孔につき 1 ヶ月分の上限額とする。

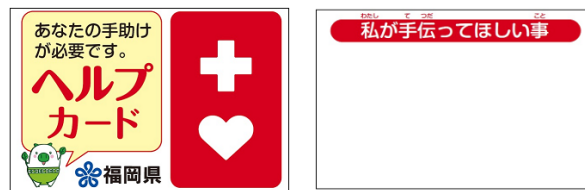
事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費助成	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育などにおける健全な発達を支援するため、補聴器の購入費を助成します。 ※ 事前の申請が必要です。 【対象者】 ● 筑紫野市内に住所を有すること ● 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること ● 原則として両耳とも聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付とならないこと 【助成額】 原則として補聴器の購入費用の 3 分の 2 ※ 補聴器の種類ごとに助成額の上限があります	
小児慢性特定 疾病児童等 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、さまざまな用具を給付します。事前の申請が必要です。 ※ 児童福祉法および身体障害者福祉法による施策の対象となる人は対象外です。 ※ 給付の種目等詳しくは窓口でお問い合わせください。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230
意思疎通 支援事業	聴覚や言語機能の障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者を派遣し意思疎通の支援をおこないます。 ○市役所内に手話通訳者を設置しています。 設置場所：生活福祉課（1F 4番窓口） ○登録手話通訳者の派遣 公的機関や医療機関とのやり取りなど、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。 【対象者】 ● 筑紫野市内に住所を有すること ● 聴覚・言語機能障がいのある人 ※ 派遣を受けるには利用登録が必要です。	

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
入浴サービス	入浴設備を備えた移動入浴車を、居宅で入浴することが困難な身体障がい者等の自宅に派遣し、入浴させるための制度です。 【負担額】 原則 1 月あたり 10 回を限度とし、1 回あたり 1,000 円となります。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
「食」の自立 支 援 事 業	自立した食生活を営む事が困難で、訪問による安否確認、または声かけなどによる地域での見守りを必要とする障がいのある人などの自宅に、栄養のバランスのとれた食事を宅配します。夕食のみで、個人負担は1食 460 円です。 【対象世帯】 ●単身世帯の人 ●障がい者のみの世帯の人 ●高齢者のみの世帯の人	
医療的ケア児 等 在 宅 レ ス パ イ ト 事 業	在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減のため、医療保険の適用外となる訪問看護のレスパイト利用に係る費用の一部を助成します。 【対象者】 ●在宅の医療的ケア児等の家族 ※ 訪問看護の利用等の条件があります。 【助成額・自己負担額】 30分あたり3,750円 上記助成額のうち、1割が自己負担となります。	
緊急通報装置	ひとり暮らしの高齢者や心身障がい者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時などの緊急事態が発生した時に 24 時間体制で素早く対応します。 【対象者】 ●おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者 ●ひとり暮らしの重度身体障がい者 【負担額】 利用者世帯の所得状況によって負担があります。	
声 の 広 報 配 布	視覚障がいにより「広報ちくしの」を読むことができず、家庭に代わりに読んでくれる人がいない人に対し、「広報ちくしの」の内容を CD に録音し無償で配布しています。 【対象者】 身体障害者手帳 1・2 級の視覚障がい者	

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
点字ふくおかの配布	福岡県の広報誌「グラフふくおか」の点字版を発行しています。	福岡県県民情報広報課 福岡市博多区東公園 7-7 ☎ 092-643-3102
点字図書 および 録音図書の貸出	福岡点字図書館では、点字図書及び録音図書（録音テープ）の貸出サービスを行っています。	福岡点字図書館 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3F ☎ 092-584-3590 Fax 092-584-1101
字幕・手話入りビデオの貸出	聴覚障がい者向けの字幕・手話付きビデオカセットテープ（テレビ番組や映画や文化講演の収録、福祉活動など）を貸し出しサービスを行っています。送料は、実費となります。	福岡県聴覚障害者センター 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3F ☎ 092-582-2414 Fax 092-582-2419
盲導犬の貸与	盲導犬協会では、視覚障がい者の日常生活の安全と社会復帰のために盲導犬を無料で貸与しています。 【対象者】18 歳以上の視覚障がい者 （身体障害者手帳 1 級または 2 級）	(財)九州盲導犬協会 糸島市東 702 番地 1 ☎ 092-324-3169 Fax 092-324-3386
介助犬の貸与	日本介助犬協会では、手や足に障がいのある人の日常生活動作を手助けるとともに、使用者の精神的な支えになる介助犬を無料で貸与しています。 【対象者】 身体障害者手帳を持っている、原則 18 歳から 65 歳までの人	社福）日本介助犬協会 神奈川県横浜市港北区 新横浜 2-5-9 新横浜フジカビル 3F ☎ 045-476-9005 FAX 045-476-9006
聴導犬の貸与	日本聴導犬推進協会では、聴覚に障がいのある人の自立した生活を手助けするために聴導犬を貸与しています。 【対象者】18 歳以上の聴覚障がい者	公益社団法人 日本聴導犬推進協会 ☎ 049-262-2333 Fax 049-262-2543

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。 利用を希望する聴覚や発話に困難がある人は、事前に利用登録が必要です。	一般財団法人日本財団 電話リレーサービス ☎ 0120-528-071 受付時間(年末年始除く) 午前 9 時半～午後 5 時 Fax 03-6275-0913 メール/文字チャット/ ビデオ通話： https://www.nftrs.or.jp/contact
文字表示電話サービス 「ヨメテル」	通話相手の音声を最新の AI や文字入力オペレーターが文字におこし、電話で相手先の声が聞こえにくい人の電話でのコミュニケーションをスムーズにするサービスです。24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡ができます。 利用を希望する人は事前に利用登録が必要です。(電話リレーサービスとは別に登録が必要です。)	ヨメテル・カスタマーセンター 受付時間(年末年始除く) 午前 9 時半～午後 5 時 ☎0120-328-123 メール/文字チャット/ ビデオ通話： https://www.yometel.jp/contact
車いすの貸し出し	生活福祉課では体の不自由な人に短期(1 週間程度)の貸し出しを行っています。 また、社会福祉協議会では、体の不自由な人で、退院やその他の理由で車いすが一時的に必要な場合に貸出を行っています。貸出は無料です。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230 筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008 Fax092-920-8033
ヘルプカード ヘルプマーク の 配 布	福岡県では、障がいのある人、認知症のある人、妊娠している人など、「外見では不自由や障がいに気づかれにくい人」、「コミュニケーションがうまくできず、なかなか伝えられない人」が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるため、ヘルプカード・ヘルプマークを配布しています。	【窓口】 ・筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 ・福岡県障がい福祉課 福岡市博多区東公園 7-7

●ヘルプカード（カード型）



●ヘルプマーク（ストラップ型）



※ ヘルプマーク申込書に記載いただき、一人1個まで配布しています。

☎092-643-3264

筑紫保健福祉環境事務所
社会福祉課

大野城市白木原

3-5-25

筑紫総合庁舎内

☎092-513-5626

【郵送の場合】

福岡県福祉労働部

障がい福祉課

社会参加係 宛

〒818-8577

福岡市博多区東公園

7-7

事業名	内 容		
成年後見制	成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。 様々な機関の窓口で相談が行われています。		
	窓口	内容	問い合わせ先
	福岡家庭裁判所 （後見センター）	後見の申し立て手続き及びその相談	☎ 092-981-9606
	筑紫野市生活福祉課 （筑紫野市障がい者基幹相談支援センター）	成年後見制度利用支援事業及び市長申し立て等に関する相談	☎ 092-923-1111 Fax 092-923-5230
	筑紫公証役場	任意後見契約（公正証書作成）及びその相談（無料） 9:00～17:00(土日祝日除く) 第3土曜日 9:00～17:00 は公証役場にて無料相談可(要予約)	☎092-925-9755 Fax 092-925-2010
	高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」 （福岡県弁護士会）	成年後見制度などに関する法律 電話相談（無料） 10:00～16:00(土日祝日除く)	☎092-724-7709
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 （福岡県司法書士会）	成年後見制度全般に関する相談 電話相談（無料）：毎週月～金曜日 13:00～15:00 面談相談（1 時間 5,000 円）：毎週水曜日 13:00～15:00	電話相談は、 ☎092-738-7050 面談の予約は、 ☎092-738-1666
	権利擁護センターぱあとなあ福岡 （福岡県社会福祉士会）	成年後見制度の電話相談（無料） 9:30～17:00(土日祝日除く)	☎092-483-2944
	NPO 法人高齢者・障害者安心サポートネット筑紫出張所	弁護士をはじめ多種多様な専門家と市民後見人によるネットワークを構成 成年後見、財産管理等の相談（無料）：毎週火・金曜日 10:00～15:00	☎・Fax とともに 092-921-2130
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部（コスモスふくおか）	行政書士による成年後見制度の相談（無料相談会を開催） 10:00～16:00(土日祝日除く)	☎092-641-2501	